

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年8月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年8月19日（火）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

石田障害福祉課長、工藤係長、浅見主任主事

3 件名

白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法（案）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【質疑事項】

- ・計画策定委員会、自立支援協議会は障害者支援センターの民間移管による運営についての意見を伺うことが可能な委員会であるか。

→計画策定委員会、自立支援協議会は障害福祉サービス事業者、障害者団体関係者等で構成されているため、市民、民間事業者の視点から意見を伺うことが可能であると考える。

【指示事項】

- ・民間移管により安定的に機能を維持していくことを方向性とし、スケジュール通りに進めていくこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 障害福祉課

件 名	白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法(案)について																																							
現状・課題	<p>障害者支援センターは南山保育園跡地に障がい者がともに暮らせる生活介護などの日中活動、相談支援事業を充実させていくとともに、地域と協力して障がい者をサポートできる体制の整備を図り、市内在住の障がい者支援の拠点としての役割をはたすことを目的として、平成22年度に設置されて以降、指定管理者制度により運営を行ってきた。</p> <p>しかし、障害者支援センターが実施するものと同様の福祉サービス事業については、市内でも自立運営を行う民間事業者が増加しており、公共施設で指定管理による運営を行う必要性が低くなってきたことから、「第2次白井市行政経営改革実施計画(令和4年度～令和7年度)」において障害者支援センターの運営方法の検討と実施を取組項目として位置づけている。</p> <p>これを踏まえ、「白井市アウトソーシングに関する指針」に基づき、令和9年度で指定管理による運営を終了し、令和10年度以降は民間移管による運営を行うことについて検討している。</p>																																							
付議事案	目的	民間移管を行うことにより、民間事業者の専門的なノウハウの活用によるサービスの質の更なる向上及び施設の修繕費用や事務負担等の市の施設保有コストの削減を図る。																																						
	対応方策	<p>障害者支援センターの民間移管の方法について、サービス利用者のニーズに応じた建物改修など、柔軟な建物管理等による福祉サービスの質の更なる向上を図ることから、施設の建物は「有償譲渡」とする。</p> <p>一方、施設の利用状況を踏まえ、障害者支援センター跡地での福祉サービス事業の提供を継続することが必要であり、その場合、市の役割として一定の関与を維持していくことが必要となることから、施設の土地は「貸与」とする。</p> <p>また、公平性・競争性・透明性の観点から、より多くの事業者の参入の機会を促し、サービスの質の更なる向上を図るために公募による事業者の選定を行うこととする。</p>																																						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法を指定管理による運営を終了し、民間移管を行うこととする方向性について。 ・障害者支援センターの民間移管について検討・実施スケジュールの可否。 																																							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援センターを民間移管する目的について、利用者サービスの質の更なる向上を図る点を深堀すること。 ・民間移管されることによる、事業者側の優位性について精査すること。 ・「白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止」及び「財産の処分」について議会の議決を得る時期を精査し、スケジュールについて見直すこと。 ・プロポーザルで公募する際の募集条件及び審査方法について精査すること。 ・外部検討について、計画策定委員会又は自立支援協議会等に意見を伺い、検討を行うこと。 																																							
今後のスケジュール	<p>令和7年10月：利用者への報告(保護者説明会) 令和7年11月：利用者アンケート・審議会等への意見聴取 令和7年12月：基本方針の決定(アンケート結果を反映) 令和8年 3月：議会(白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例廃止) 令和8年 4月：不動産鑑定、施設の測量 令和8年 8月：譲渡価格の決定 令和9年 4月：民間移管先の事業者選定(公募型プロポーザル) 令和9年 8月：契約成立、引き継ぎ協議 令和9年12月：議会(財産の処分について) 令和10年4月：民間事業者による運営開始</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th><th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td><td>有</td><td>条例廃止</td><td>報道発表</td><td>無</td><td></td></tr> <tr> <td>議会説明</td><td>有</td><td>行政運営報告等</td><td>広報・HP等</td><td>有</td><td>事業者公募時</td></tr> <tr> <td>市民参加</td><td>有</td><td>利用者アンケート調査(R7年11月予定)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>付議書公表</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td>公開</td><td><input type="checkbox"/></td><td>非公開</td><td><input type="checkbox"/></td><td>部分非</td><td><input type="checkbox"/></td><td>時限非</td><td>(</td><td>まで)</td></tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	条例廃止	報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告等	広報・HP等	有	事業者公募時	市民参加	有	利用者アンケート調査(R7年11月予定)				付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/>	公開	<input type="checkbox"/>	非公開	<input type="checkbox"/>	部分非	<input type="checkbox"/>	時限非	(
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																			
条例規則	有	条例廃止	報道発表	無																																				
議会説明	有	行政運営報告等	広報・HP等	有	事業者公募時																																			
市民参加	有	利用者アンケート調査(R7年11月予定)																																						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/>	公開	<input type="checkbox"/>	非公開	<input type="checkbox"/>	部分非	<input type="checkbox"/>	時限非	(まで)																														
参考情報	案件提出事由	<p>②重要な施策(規程第4条第2項第2号) ア 市民生活に大きな影響を及ぼす事項</p>																																						
	関係法令等	白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例																																						
	関係課	公共施設マネジメント課																																						
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)																																						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	南山小学校区	目的	行政経営改革	手段	民間の誘致・連携																															

白井市障害者支援センターの令和10年度以降の運営方法（案）について

1 設置の目的・現状

障害者支援センターは南山保育園跡地に障がい者がともに暮らせる生活介護などの日中活動、相談支援事業を充実させていくとともに、地域と協力して障がい者をサポートできる体制の整備を図り、市内在住の障がい者支援の拠点としての役割をはたすことを目的として、平成22年度に設置されて以降、指定管理者制度により運営を行っている。

2 課題と市の取組

(1) 課題

障害者支援センターが実施するものと同様の福祉サービス事業については、市内でも自立運営を行う民間事業者が増加しており、公共施設で指定管理による運営を行う必要性が低くなってきたという課題がある。

【参考】障害者支援センターと同様の福祉サービス事業を提供する市内事業者数の推移

クラス	平成24年	平成27年	令和2年	令和7年
生活介護	2	2	6	4
放課後等デイサービス	1	4	4	8
日中一時支援	3	3	7	8
合計	6	9	17	20

(2) 市の取組

この様な課題を踏まえ、「第2次白井市行政経営改革実施計画（令和4年度～令和7年度）」において障害者支援センターの運営方法の検討と実施を取組項目とし、検討を行っている。

3 障害者支援センターの基本情報

施設名称	白井市障害者支援センター
所在地	白井市南山1-8-1 障害者支援センター（旧南山保育園）
指定管理者	社会福祉法人 フラット
運営事業	生活介護事業、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業など
構造	鉄筋コンクリート2階建て
延床面積	896.075m ²
敷地面積	1417.81 m ²
建築年月	昭和56年5月（建築時の耐用年数65年）

4 市の考え方

「白井市アウトソーシングに関する指針」に基づき、令和9年度で指定管理による運営を終了し、令和10年度以降は民間移管による運営を行うことを市の考え方とする。

※最終的な基本方針は審議会等における意見聴取及び利用者アンケートを踏まえて決定する。

5 民間移管の目的

(1) 更なるサービスの質の向上

福祉サービス事業の充実と障がい者のサポート体制の整備を図り、障害者支援の拠点としての役割を果たすために、平成22年度から指定管理による運営を行ってきたところだが、指定管理では、公の施設を管理・運営するため、以下のとおり市の関与が非常に大きい。

- ・各種手続き：業者の選定、協定の締結、事業計画・報告、モニタリングの実施等
- ・運営上の制約：条例・規則、市外利用者の制限、開所時間・休所日の制限、定員の制限
　　自主事業の申請を要する等

しかし、市内でも自立運営を行う民間事業者が増加し、障害者支援センターについても、より社会ニーズに応じた福祉サービスの提供を行うことが必要とされる上で、こうした手続きの手間や運営上の制約が社会ニーズに応じたサービスの提供に一定の制限をかけていることを踏まえ、民間移管を行うことで市の関与を最低限とし、民間事業者の専門的なノウハウを最大限活用することで、サービスの質の更なる向上を図ることを目的とする。

(2) 財政負担の軽減

指定管理では、手続き及び運営上の制約を維持するための事務負担に加え、指定管理料の支払い、修繕料の負担など、施設の保有コストが発生する。市の財政状況や人口減少・少子高齢化などの社会情勢も踏まえ、従前のとおり公共施設の管理を維持すること及びサービスの質の向上を図ることは厳しい側面もあることから、民間移管を行うことで施設の保有コストを削減し、将来的な財政負担の軽減を図ることを目的とする。

6 民間移管の手法

●障害者支援センター施設について「建物は有償譲渡」・「土地は貸与」とする

(1) 建物の取扱い

サービス利用者のニーズに応じた建物改修など、柔軟な建物管理等による福祉サービスの質の更なる向上を図ることから障害者支援センターの建物は有償譲渡とする。

なお、売却価格については令和8年度に不動産鑑定を実施して決定する。

(2) 土地の取扱い

障害者支援センターが実施するものと同様の福祉サービス事業について自立運営を行う事業者が増えている一方で、障害者支援センターでは障害区分がより重度であり、支援難易度が高いことから他の市内事業者では受け入れが難しい利用者の受け入れを行っている実情がある。こうした施設の利用状況を踏まえ、障害者支援センター跡地で同様の福祉サービス事業の提供を継続することが必要であり、その場合、市の役割として一定の関与を維持していくことが必要となることから、障害者支援センターの土地は貸与とする。

なお賃料については建物の売却額を踏まえ決定する。

※土地を貸与する場合、借地権付き建物として建物が有償譲渡されるため、譲渡・転貸には原則として地主の承諾が必要となり、転売に対して民法上の制限がかかる。

<参考>手法ごとの要点

手法 項目	建物貸与 土地貸与	建物有償譲渡 土地貸与	建物有償譲渡 土地有償譲渡
市の関与	大	中	小
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理と比較して柔軟な運営が可能（事務手続きの省略） ・修繕費用の負担については協議事項になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに合わせた、柔軟な建物管理 ・土地を貸与することにより転売に対して民法上制限が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに合わせた、柔軟な建物管理 ・転売について民法上の制限がない <p>※10年間の買戻し特約を設定することは可能</p>

●公募により事業者を選定する

公平性・競争性・透明性の観点から、より多くの事業者の参入の機会を促し、サービスの質の更なる向上を図るために公募による事業者の選定を行うこととする。

※令和5年度から令和9年度までの指定管理者を選定する際に、サービスの質の更なる向上を目指すことで、長期的にみて、利用者や家族の利益につながることから、選定方法を公募に変更して事業者の募集を行った。

7 民間移管による財政への影響について（概算）

民間移管を行うことによる財政への影響は下記のとおり見込まれる。

※見込み額は概算。

【参考】指定管理と民間移管の年間コスト比較

指定管理	民間移管（建物有償譲渡・土地貸与）
【歳出】	【歳出】
・指定管理料 : 800 千円	
・修繕費 : 861 千円	
・事務負担金 : 900 千円	
・サービス給付費 : 99,707 千円 (生活介護)	・サービス給付費 : 102,592 千円 (生活介護) (+2,885 千円 : 減算解除)
・サービス給付費 : 53,824 千円 (放課後等デイサービス)	・サービス給付費 : 53,824 千円 (放課後等デイサービス)
・サービス給付費 : 12,034 千円 (日中一時支援)	・サービス給付費 : 12,034 千円 (日中一時支援)
合計 : 168,126 千円…①	合計 : 168,450 千円…③
【歳入】	【歳入】
・国庫負担金・補助金 : 82,783 千円 (サービス給付費の 1/2)	・国庫負担金・補助金 : 84,225 千円 (サービス給付費の 1/2) (+1,442 千円 : 減算解除)
・県負担金・補助金 : 41,391 千円 (サービス給付費の 1/4)	・県負担金・補助金 : 42,113 千円 (サービス給付費の 1/4) (+722 千円 : 減算解除)
合計 : 124,174 千円…②	合計 : 128,972 千円…④
【歳出－歳入】	【歳出－歳入】
①－②=43,952 千円…A	③－④=39,478 千円…B
★財政効果（見込み）: <u>B-A=-4,474 千円／年</u>	

8 民間移管に係るスケジュール

障害者支援センターの民間移管については、現指定管理者との連携、サービス利用者及びその家族、周辺地域への情報提供や配慮等を勘案し、以下のとおり実施することとしたい。

令和7年10月：利用者への報告（保護者説明会）

令和7年11月：利用者アンケート・審議会等における意見聴取

令和7年12月：基本方針の決定（アンケート結果を反映）

令和8年 3月：議会（白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例廃止）

令和8年 4月：不動産鑑定、施設の測量

令和8年 8月：譲渡価格の決定

令和9年 4月：民間移管先の事業者選定（公募型プロポーザル）

令和9年 8月：契約成立、引き継ぎ協議

令和9年12月：議会（財産の処分について）

令和10年4月：民間事業者による運営開始

※アンケート等の意見を慎重に取り扱うとともに、現指定管理者との打合せ及び不動産鑑定の結果等を踏まえて柔軟に進めていきたい。

9 障害者支援センターの民間移管に係る参考情報

（1）障害者支援センターのサービス利用者数

（単位：人／年）

クラス	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活介護	6,554	6,349	6,060	5,914
放課後等デイサービス	4,890	4,612	5,031	5,179
日中一時支援	1,861	1,938	2,134	2,099
合計	13,305	12,899	13,225	13,192

（2）市内の手帳所持者の状況

（単位：人）

クラス	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者	1,706	1,753	1,686	1,705
知的障害者	414	450	473	495
精神障害者	499	532	563	609
合計	2,619	2,735	2,722	2,809

（3）千葉県内の福祉サービス事業所の民間移管状況

R2年度 木更津市：ふるさと学舎潮見（就労継続支援B型事業所）

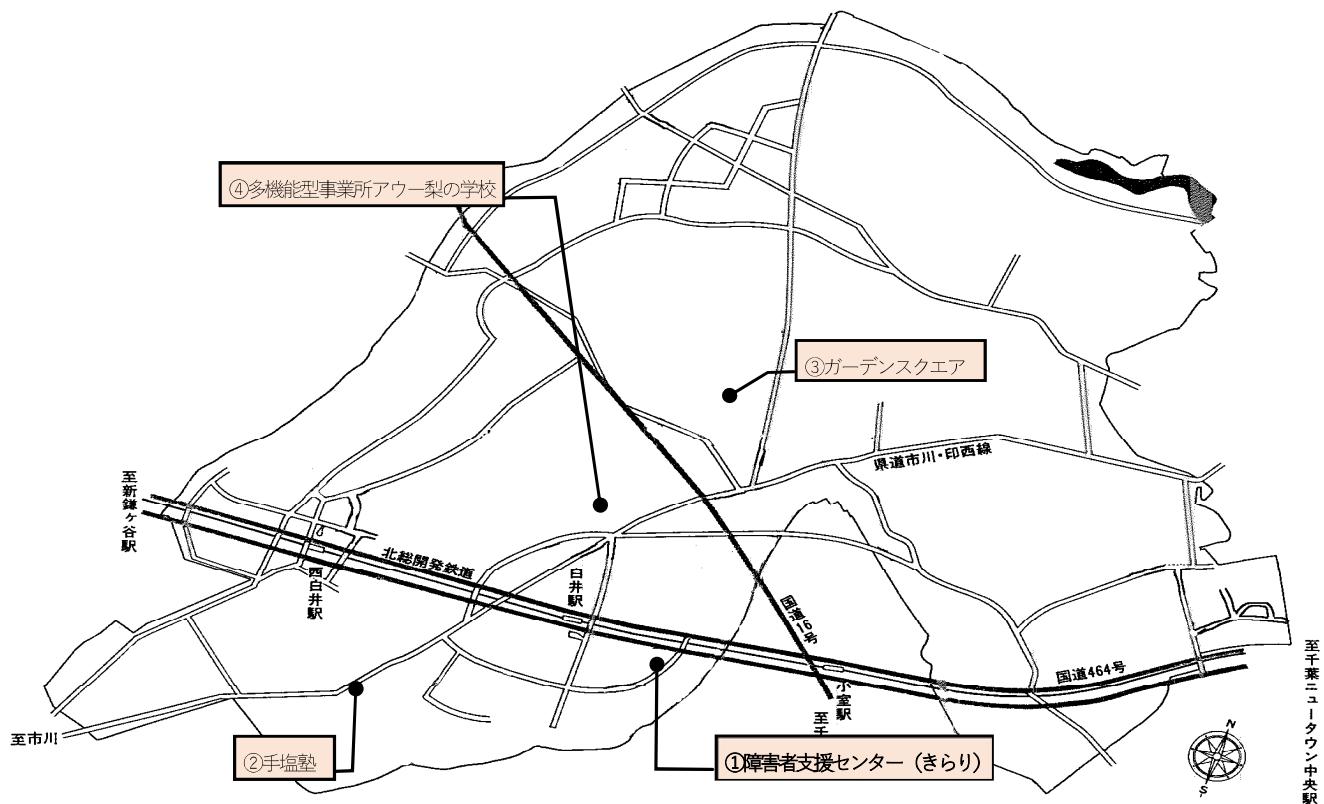
R5年度 市原市：五井福祉作業所（就労継続支援B型事業所）

R7年度 君津市：ミツバ園（就労継続支援B型事業所）

(4) 障害者支援センターと同様の福祉サービス事業を提供する市内事業者一覧

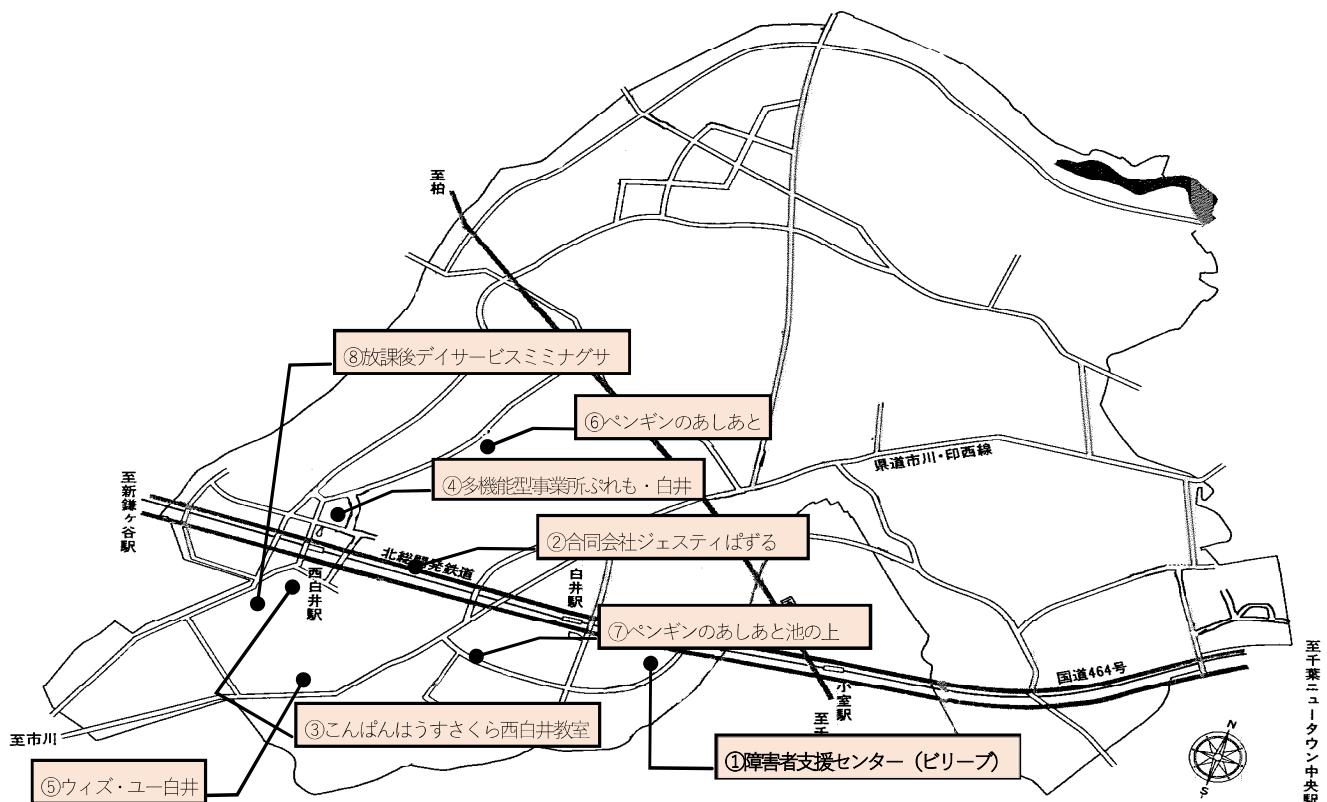
①生活介護

番号	施設名	定員	所在地
①	きらり（障害者支援センター）	20	南山 1-8-1
②	手塩塾	20	根 200-37
③	ガーデンスクエア	20	白井 226-15
④	多機能型事業所アーウー梨の学校	6	根 106-12-1



②放課後等デイサービス

番号	施設名	定員	所在地
①	ビリーブ（障害者支援センター）	20	南山 1-8-1
②	合同会社ジェスティぱづる	10	根 1094-3
③	こばんはうすさくら西白井教室	10	根 1029-21
④	多機能型事業所ふれも・白井	10	清水口 1-1-25
⑤	ウィズ・ユ一白井	10	富士 118-4
⑥	ペンギンのあしあと	10	根 1657-3
⑦	ぺんぎんのあしあと池の上	10	池の上 2-15-1
⑧	放課後デイサービスミナグサ (日中一時支援サービスソフィー)	10	富士 294-18



③日中一時支援

番号	施設名	所在地
①	きらり（障害者支援センター）	南山1-8-1
②	就職するなら明朗アカデミー白井キャンパス	清水口1-1-25
③	手塩塾	根200-37
④	フラットヴィレッジ	根460-1
⑤	Tetoria白井	堀込1-1-34
⑥	就労継続支援B型事業所小さな翼	七次台3-45-12
⑦	第2ポケット	根66-5
⑧	日中一時支援サービスソフィー (放課後デイサービスミニナグサ)	富士294-18

